

雇児発0329第14号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を
改正する省令の施行について

「児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令」
(平成24年厚生労働省令第49号。以下「改正省令」という。)が平成24年3月
29日に別添のとおり公布されたところである。

今般の小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に係る改正は、昨年7月に
とりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」(児童養護施設等の社会的養護の課
題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)
に基づき、「里親及びファミリーホーム養育指針」を定めることに併せ、省令上も制
度が目指す家庭養護の理念をより明確にするため所要の改正を行うものである。

また、児童相談所の所長の資格要件に係る改正については、「義務付け・枠付けの
更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、「児童相談所の所
長の資格は対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う」こととされたことを踏ま
え、所要の改正を行うものである。

改正の内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、その的確な運用に
ついてお願いする。

記

第1 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)
の一部改正(改正省令第1条関係)

1 小規模住居型児童養育事業の理念の明確化

- (1) 小規模住居型児童養育事業における養育について、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」として行われるという理念が明確になるよう、養育の目的の規定において、委託児童が養育者の家庭を構成する一員として養育される旨を明確化する。(規則第1条の9)
- (2) 次の用語について整理を行い、家庭養護にふさわしい用語へと見直す。
 - ・小規模住居型児童養育事業所 → 小規模住居型児童養育事業を行う住居(規則第1条の14～第1条の17、第1条の19)
 - ・管理者 → 養育者(規則第1条の16)
 - ・入居定員 → 委託児童の定員(規則第1条の17、第1条の19)

2 小規模住居型児童養育事業の養育者等の基準の見直し

- (1) 小規模住居型児童養育事業を行う住居には、二人の養育者及び一人以上の補助者を置かなければならないとし、当該二人の養育者は、一の家族を構成しているものでなければならぬとする。(規則第1条の14第1項、第2項)
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に置くべき者を一人の養育者及び二人以上の補助者とすることができる。(規則第1条の14第3項)
- (3) 養育者は小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者でなければならぬとする。(規則第1条の14第4項)
- (4) 養育者の要件のうち、「3年以上児童福祉事業に従事した者」については、「乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に3年以上従事した者」とする。(規則第1条の31)

3 小規模住居型児童養育事業の運営に関する基準の見直し

- (1) 養育者及び補助者(以下「養育者等」という。)は、養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとする。(規則第1条の10)
- (2) 養育者等は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないとする。(規則第1条の11)
- (3) 小規模住居型児童養育事業を行う住居には、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならないとする。(規則第1条の15)

- (4) 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことができる体制を確保しなければならないとする。(規則第1条の18)
- (5) 養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないとする。(規則第1条の22第2項)
- (6) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならないとする。(規則第1条の23)
- (7) 養育者は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないとする。(規則第1条の27第1項)

4 児童相談所の所長の資格要件の追加

児童相談所の所長の資格要件に、「児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人又は社会福祉法人の役員として勤務した期間」がある者を追加する。(規則第2条第6号、第7号)

第2 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令116号）の一部改正（改正省令第2条関係）

里親による虐待等の禁止の規定について、児童虐待の防止等に関する法律の児童虐待の定義の引用から児童福祉法第33条の10の被措置児童等虐待の定義の引用に改める。(里親が行う養育に関する最低基準第6条)

第3 施行期日及び経過措置

改正省令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正省令の施行の際現に小規模住居型児童養育事業者である者については、第1の2(4)の改正後の規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。(改正省令附則第1項及び第2項)